

旧	新
<p>第5 協議事項                      地域別部会は、山形県地域公共交通計画(以下「計画」という。)の作成・実施及び各地域内の具体的な路線に係る生活交通の確保策等について、協議・調整及び検討を行う。</p> <p>(1) 計画に係る協議等全般                      (2) 生活交通路線に係る輸送サービスの範囲及び形態                      (3) 生活交通路線に係る輸送サービスの水準                      (4) 生活交通路線に係る輸送サービスの提供主体                      (5) 生活交通路線に係る輸送サービスの提供に公的支援が必要な場合には、公的支援のあり方                      (6) その他必要な事項</p>	<p>第5 協議事項                      地域別部会は、山形県地域公共交通計画(以下「計画」という。)の作成・実施及び各地域内の具体的な路線に係る生活交通の確保策等に関する以下の事項について、協議・調整及び検討を行う。</p> <p>(1) 計画に係る協議等全般                      (2) 道路運送法に係る手続き                      (3) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る手続き                      (4) 地域公共交通の現状把握及びあり方                      (5) その他必要な事項</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)                      附則                      この要領は、令和5年1月27日から施行する。</p>

山形県地域公共交通活性化協議会事務処理要領新旧対照表

旧	新
<p>第1 目的 この要領は、山形県地域公共交通活性化協議会設置要綱(以下「要綱」という。)第14条に基づき、要綱第3条第4項に定める協議事項のうち生活交通路線の指定及び休止又は廃止に係る事務処理手続等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>第1 目的 この要領は、山形県地域公共交通活性化協議会設置要綱(以下「要綱」という。)第14条に基づき、要綱第3条に定める協議事項のうち道路運送法に係る手続き及び国庫補助事業(地域公共交通確保維持改善事業費補助金)要綱に規定の地域公共交通計画(以下「計画」という。)の変更に係る手続きの事務処理等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p>第2 生活交通路線の指定 1 生活交通路線 山形県地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、道路運送法(以下「法」という。)第4条の一般乗合旅客自動車運送事業のうち路線定期運行に係るものの許可(以下「4条許可」という。)及び法第79条の自家用自動車有償運送のうち市町村運営有償運送(交通空白輸送に限る。以下同じ。)に係る登録(以下「79条登録」という。)を受け運行するバス路線のうち、地域住民が、通院、通学、通勤、買い物等日常生活において通常利用するバス路線で、今後維持が必要と認められる路線を生活交通路線として指定する。 生活交通路線の指定に係る調整・協議は、地域別部会が行い、地域別部会の協議結果をもって協議会の決定とする。</p>	<p>第2 道路運送法に係る手続き 削除</p>
<p>2 国庫補助対象生活交通路線 協議会は、バス運行対策費国庫補助に係る生活交通路線維持確保3ヶ年計画を承認する中で、1により指定した生活交通路線のうち国庫補助の要件を満たす、あるいは満たす可能性のある生活交通路線として路線バス事業者から申出のあったバス路線から、知事が指定すべき国庫補助対象生活交通路線を決定する。</p>	<p>削除</p>
<p>第3 生活交通路線の指定及び休止又は廃止に係る申出等 1 生活交通路線の指定に係る申出等 (1)4条許可に係る生活交通路線の新設又は路線内容の変更(休廃止を除く)を行う路線バス事業者は、あらかじめ協議会会長に申出する。  (2)(1)の申出は、法施行規則第4条の事業計画に掲げる事項のうち必要と認められる事項を記載して行うものとする。  (3)協議会会長は、(1)の申出があった場合に関係地域別部会会長あて申出の内容を通知する。  (略) (5)地域公共交通会議(法施行規則第9条の2に定めるものをいう。以下同じ。)において4条許可又は79条登録に係る生活交通路線の新設又は路線内容の変更(休廃止を除く)について協議が調ったときは、当該地域公共交通会議を主宰する市町村はすみやかに地域別部会会長に報告する。 (略) (7)地域別部会は、(5)による報告があったときは、協議会会長に通知する。 (8)(5)の報告をした4条許可に係る生活交通路線については、路線バス事業者は(1)の申出を要しない。</p>	<p>削除 1 路線の新設又は路線内容の変更の申出等 (1)道路運送法(以下「法」という。)第4条の一般乗合旅客自動車運送事業の許可(以下「4条許可」という。)及び法第79条の自家用自動車有償運送のうち市町村運営有償運送(交通空白輸送に限る。以下同じ。)に係る登録(以下「79条登録」という。)を受け運行する路線の新設又は路線内容の変更(休廃止を除く)を行う事業者は、あらかじめ協議会会長に申出する。 (2)(1)の申出は、法施行規則第4条の事業計画又は法施行規則51条の2の申請書に掲げる事項のうち必要と認められる事項を記載して行うものとする。 (3)協議会会長は、(1)の申出があった場合に、必要に応じて協議会を開催のうえ協議をし、又は関係地域別部会会長あて申出の内容を通知する。 (略) (5)地域公共交通会議(法施行規則第9条の2に定めるものをいう。以下同じ。)において4条許可又は79条登録に係る路線の新設又は路線内容の変更(休廃止を除く)について協議が調ったときは、当該地域公共交通会議を主宰する市町村はすみやかに関係地域別部会会長に報告する。  (略) (7)(5)による報告があったときは、地域別部会会長は、協議会会長に通知する。 (8)(5)の報告をした路線については、事業者は(1)の申出を要しない。</p>
<p>2 4条許可路線の休廃止にかかる申出等 (1)4条許可に係る生活交通路線の休止又は廃止の申出は、休廃止の予定日の6月前までの届出に先だて、路線の休廃止の意向を会長に申し出ることとし、生活交通の確保のために十分な検討が可能となるよう配慮するものとする。 (2)(1)の申出は、法第15条の2第1項及び法施行規則第15条の5の届出に準じて行うものとする。 (3)協議会会長は、(1)の申出があった場合に申出の内容を関係地域別部会会長あて通知する。  (4)地域別部会は、(3)の通知があった場合に当該路線維持の必要性や代替方を協議し、協議結果を協議会会長に通知する。</p>	<p>2 路線の休廃止にかかる申出等 (1)4条許可及び79条登録に係る路線の休止又は廃止の申出は、休廃止の予定日の6月前までの届出に先だて、路線の休廃止の意向を協議会会長に申し出ることとし、生活交通の確保のために十分な検討が可能となるよう配慮するものとする。 (2)(1)の申出は、法第15条の2第1項及び法施行規則第15条の5の届出又は法第79条の11の届出に準じて行うものとする。 (3)協議会会長は、(1)の申出があった場合に、必要に応じて協議会を開催のうえ協議をし、又は申出の内容を関係地域別部会会長あて通知する。 (4)地域別部会は、(3)の通知があった場合に当該路線維持の必要性や代替方を協議し、地域別部会会長は協議結果を協議会会長に通知する。 (5)地域公共交通会議の協議結果に基づく4条許可又は79条登録による路線の休廃止については、当該地域公共交通会議を主宰する市町村の定めるところにより、当該地域公共交通会議において当該路線維持の必要性や代替方を協議するものとする。 (6)(5)の協議を行ったときは、当該地域公共交通会議を主催する市町村はすみやかに地域別部会会長あてに協議結果を報告するものとする。 (7)(6)の報告があったときは、地域別部会会長は、協議会会長あて通知する。 (8)(6)の報告をした路線については、事業者は(1)の申出を要しない。</p>

旧	新
<p>3 地域公共交通会議の協議結果に基づく路線の休廃止にかかる協議等</p> <p>(1)地域公共交通会議の協議結果に基づく4条許可又は79条登録による路線の休廃止については、当該地域公共交通会議を主宰する市町村の定めるところにより、当該地域公共交通会議において当該路線維持の必要性や代替方策を協議するものとする。</p> <p>(2)(1)の協議を行ったときは、当該地域公共交通会議を主催する市町村はすみやかに地域別部会会長あてに協議結果を報告するものとする。</p> <p>(3)(2)の報告があったときは、地域別部会会長は、協議会会長あて通知する。</p> <p>(4)(1)の協議を行う路線については、事業者は2の申出を要しない。</p>	<p>削除</p>
	<p>第3 地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る手続き</p> <p>1 計画の認定の申請</p> <p>協議会は、国庫補助金の交付を受けて地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統の運行を確保・維持するにあたり、補助対象となるバス路線等及びその運送予定者について議論し、計画に記載のうえ、国土交通大臣(以下「大臣」という。)に計画の認定を申請する。</p> <p>2 計画の内容変更の手続き</p> <p>(1)1により認定を受けたバス路線の運行事業者又は市町村は、計画の内容に変更が生じる場合、変更内容がわかる書類を添付のうえ速やかに協議会会長に申出する。</p> <p>(2)(1)による申出があった場合に協議会会長は、協議会を開催し協議を行う。</p> <p>(3)(2)により協議が整った場合は、大臣に計画の変更認定を申請する。</p> <p>3 計画添付書類の内容変更に係る手続き</p> <p>(1)1により認定を受けたバス路線の運行事業者又は市町村は、計画の添付書類の内容に変更が生じる場合、変更内容がわかる書類を添付のうえ速やかに協議会会長に申出する。</p> <p>(2)協議会会長は、(1)の申出があった場合に関係地域別部会会長あて協議の依頼又は報告の通知する。</p> <p>(3)(2)の通知があった場合に、地域別部会は必要に応じて協議を行う。</p> <p>(4)(3)により協議を行った場合に、地域別部会会長は協議会会長あて協議結果を報告する。</p> <p>(5)(4)により報告があった場合に、協議会会長は大臣に計画の変更認定又は届出を行う。</p> <p>4 国庫補助金交付の手続き</p> <p>(1)1により認定を受けた地域内フィーダー系統に係る市町村は、協議会会長に国庫補助金申請に必要な書類を提出する。</p> <p>(2)(1)により申請を受けた協議会会長は、大臣に補助金の交付を申請する。</p> <p>(3)市町村は、(1)により申請した内容に変更が生じる場合、変更内容がわかる書類を添付のうえ速やかに協議会会長に申出する。</p> <p>(4)(3)による申出があった場合に協議会会長は、大臣に補助金の変更交付を申請する。</p> <p>(5)国から交付決定及び額の確定の通知があった場合、協議会会長は市町村に内示額を通知する。</p> <p>(6)(5)により内示を受けた市町村は、協議会会長に補助金の交付を申請する。</p> <p>(7)(6)により申請を受けた協議会会長は、市町村に交付決定を通知し、交付決定した額を市町村の指定する口座に補助金を振り込む。</p>
<p>第4 地域別部会の決定方法</p> <p>バス路線の形態により地域別部会に係る市町村・事業者による分科会を設置して協議する場合は、分科会の決定事項を地域別部会の決定事項とすることができる。</p> <p>第3に基づいて地域公共交通会議において協議が調った場合は、要綱第10条第2項により地域別部会の協議結果とみなす。</p>	<p>第4 地域別部会の決定方法</p> <p>地域別部会において第2又は第3に係る協議が整った場合、協議会の協議結果とみなす。</p> <p>バス路線の形態により地域別部会に係る市町村・事業者による分科会を設置して協議する場合は、分科会の決定事項を地域別部会の決定事項とすることができる。</p> <p>第2に基づいて地域公共交通会議において協議が調った場合は、要綱第10条第2項により地域別部会の協議結果とみなす。</p>
<p>附 則</p> <p>この要領は、令和2年4月24日から適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>この要領は、令和2年4月24日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和5年1月27日から適用する。</p>